

指名停止について

令和3年5月28日

胎内市長 井 畑 明 彦

胎内市建設工事請負業者等指名停止措置要領（以下「要領」という。）に基づき、下記のとおり指名停止を行う。

記

- 1 指名停止業者名
間宮塗装（間宮 久男）
新潟県胎内市平木田 1574-13
- 2 指名停止期間
令和3年5月28日から令和3年6月27日まで
- 3 指名停止理由
要領第2条第1項別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当するため。